小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」設計及び構築業務委託

仕様書

１　目的

ウイングベイ小樽１番街４階に、新たに地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター（以下「センター」という。））を開設し、センター解放事業等で活用する子どもたちやその保護者が安心して過ごすことのできる屋内施設を整備するに当たり、何度でも気軽に訪れることのできる居心地の良い施設とするために、民間事業者の専門性や創意工夫による全体の空間デザイン及び設置遊具等の提案並びに構築業務を委託するもの。

※地域子育て支援拠点

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場。以下の実施を基本事業とする。

①　子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

②　子育て等に関する相談・援助の実施

③　地域の子育て関連情報の提供

④　子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

２　目指す地域子育て支援拠点像

⑴　子どもやその保護者にとって安心して過ごすことのできる居心地の良い空間となること。

⑵　遊びを通じて子どもの体力向上や自然や環境問題などの学びが図られる空間となること。

⑶　障がいの有無に関わらず、全ての子どもたちが楽しめるような空間になること。

⑷　海、坂、山や歴史的な街並み等、小樽をイメージした空間となること。

３　事業概要

⑴　業務名

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場（仮称）」設計及び構築業務

⑵　業務委託内容

ア　空間デザイン提案・設計業務

センター全体のデザイン及び遊具等の配置に関する提案並びにレイアウト等の作成

イ　遊具等調達、設置業務

遊具等の調達（製造を含む。）、搬入と設置（安全対策を含む。）

ウ　内装整備

上記アに基づいた床や壁、柱等の内装整備（利用者の事故防止等の安全対策を含む。）

※天井の改装は想定していないが、天井の内装整備を計画する場合は、事前に要相談

エ　その他

その他本業務実施に必要な業務

なお、上記ア～エについては、委託候補者として選定後に改めて業務委託内容を市等と調整する。

⑶　履行場所

小樽市築港11番１号ウイングベイ小樽１番街４階

（面積約６８６㎡　高さ約３ｍ（天井迄））

　⑷　利用対象者

概ね０歳から６歳の就学前の子ども及びその保護者

平均利用者数：平日 50～100 人／１日、土日祝日 100～200 人／１日　を想定

※最大50人程度の親子が同時に利用、混雑時は１回当たりの利用時間を２時間までとする。

４　仕様

⑴　必要な機能について

ア　保護者の子育てに関する相談を受けることができる相談スペース及び子育てに関する情報の掲示やパンフレット等を配置するスペースを設置すること。

イ　１０組程度の親子が参加できる子育てイベント等を行うためのスペースを設置すること（遊戯スペースとの併用可）。

ウ　絵本や児童図書などを配置できるスペースと落ち着いて読書できるスペースを設置すること。

エ　受付を設置し、利用者の入退館管理ができるレイアウトとすること。

⑵　遊具について

遊具等は、主に０～３歳児向けのものとし、下記に留意して選定すること。

ア　概ね０～３歳児の発達・発育にふさわしい、多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）があり、子どもが全身を使って遊ぶことで、体力づくりやバランス感覚が養成できるもの

イ　落ち着いて遊ぶことのできるもの

ウ　子ども同士が関わり合いを持ちながら多様な遊びを体験できるもの

エ　遊びを通じて、様々な「学び」があるもの

オ　障がいの有無に関わらず全ての子どもが一緒の空間で楽しむことができるインクルーシブ遊具

【上記ア～オの遊具参考例】

・「寝返り」から「歩く」までの発達段階をターゲットにした「這う」、「歩く」、「跨ぐ」、「登る」などの運動ができる遊具（クッションマット、クッションブロック、トンネルなど）

・「歩く」から「走る」までの発達段階をターゲットにした「すべる」、「跳ぶ」、「くぐる」などの運動ができる遊具（すべり台、ジャンピングマット、トンネル　など）

・山・坂をイメージした高さ１ｍ程度の小山（登りのステップが数パターンあり、滑る傾斜が緩やかなもの　など）

・落ち着いて遊ぶことのできる遊具（ごっご遊び、積木、工作　など）

・「横になる」「隠れる」「もぐる」「触る」「聞く」など、感覚を刺激するようなインクルーシブ遊

具（木製ボールプール、感覚を刺激するデジタル遊具　など）

⑶　ゾーニングについて

ア　子どもたちの発達・発育を考慮しつつ、安心・安全に過ごすことができるようエリアを分けること。

イ　保護者が子ども見守りながらゆったりと過ごせる空間づくり及び親子で飲食が可能な休憩スペースを設けること。

【ゾーニング参考例】

ほふく運動ゾーン（這う・歩く）、その他運動ゾーン（歩く・走る）、インクルーシブゾーン、ごっこ遊びエリア、子育てコミュニティーゾーン（休憩・飲食スペース）　など

⑷　その他要件について

ア　施設内は土足禁止とするほか、利用者の靴及び荷物を収納する下駄箱及びロッカー等を設置すること。

イ　車椅子や障がい者用バギー（以下「車椅子等」）が乗り入れることのできる動線及び車椅子等でトイレまで向かうことができる動線を確保すること。

ウ　ベビーカー、車椅子等の置き場スペースを設けること。

エ　センターの看板サイン等（共用部通路側突出しサイン及び共用部通路側入口サイン並びにセンター内の各種サイン）を作成すること。

オ　遊具、壁、床など全体の色調やデザインに統一感を持たせること。

⑸　安全性に関すること

ア　十分な安全性を確保するため、利用者の動線、遊具の安全領域、遊具の運動方向等を考慮した設計とすること。また、転倒の恐れのある遊具や備品等は固定するなどし、安全性に十分に配慮すること。

イ　必要に応じて、床材や柱の角など乳幼児に危険が及ぶと考えられる箇所に衝撃吸収性を有する素材を敷設するなど安全対策を講じること。

ウ　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料を使用すること。また、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されたものを使用すること。

エ　遊具等の基準は都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第３版）（令和６年６月国土交通省）の指針に準拠すること。

オ　適用規格・法規等

以下に掲げる関係法令等を遵守すること。

（ア）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）

（イ）建設業法（昭和２４年法律第１００号）

（ウ）消防法（昭和２３年法律第１８６号）

（エ）一般社団法人日本公園施設業協会が策定する遊具の安全に関する基準（ＪＰＦＡ－ＳＰ－Ｓ：２０２４）

（オ）その他本事業に必要な法令等

⑹　維持管理に関すること

ア　維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。

イ　遊具の素材は、使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとであること。

ウ　デジタル遊具を設置する場合は、技術革新等に伴う更新が容易に行うことができ、かつ、使用料を要しないものを選定すること。

５　その他

⑴　レイアウト等の作成について

設計図については、以下の図面等を作成し、データでも納品すること。

ア　平面図一式

イ　パース図一式

ウ　その他本事業に必要な設計・設置業務に必要な図面一式

また、構築する遊具等の特性、仕様、遊具の安全確保等に関する資料を提出すること。

⑵　防火設備について

防災設備（防火シャッター・防火扉・非常照明・誘導灯・自動火災報知機など）の操作・機能・見通しに支障とならないように設計・整備すること。

⑶　契約不適合責任について

本件「おやこの集いの場（仮称）」設計及び構築業務委託の契約期間が終了した翌日を起算日として１年以内に、本仕様書の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者の責任において無償で修復作業その他本事業の実施必要な対応等を行うこと。

⑷　再委託について

ア　受託者は、書面により事前に市の承諾を得た場合に限り、本契約に基づく委託業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に対し再委託できるものとする。なお、当該再委託先がさらに第三者へ委託することは禁止するものとする。

イ　受託者が市の承諾を得て再委託する場合、再委託先との間で、この契約で受託者が負うのと同等の義務を再委託先へ課すとともに、再委託先に対し必要かつ適切な指示•監督を尽くさなければならない。

ウ　受託者は、再委託先の行為について全責任を負うものとする。再委託先の責に帰すべき事由は、この契約における受託者の責に帰すべき事由とみなす。

⑸　看板サインについて

センターは、ネーミングライツの導入を予定している。よって、市が民間事業者等とネーミングライツ契約を締結した場合は、センターの看板サイン等（共用部通路側突出しサイン及び共用部通路側入口サイン）は当該民間事業者等が整備することとなるため、当該サイン整備に係る費用を減額した変更業務委託契約を締結するものとする。

⑹　留意事項について

ア　遊具の選定に当たっては、ウイングベイ小樽施設内の他の児童遊戯施設等の集客や収益などに支障を来すようなことがないよう十分に配慮すること。

イ　物品や資材等の搬入はバックヤードＥＶからとなり、概ね２メートル以内（積載2000㎏まで）のものに制限されるため、選定等にあたっては留意すること。

ウ　構築に係る現地作業に当たっては、施設内に営業中の部署もあるため、特段の注意を図ること。